

平成22年4月30日

郵政改革関連法案の閣議決定について

社団法人 第二地方銀行協会
会長 小島 信夫

本日、郵政改革関連法案が閣議決定されました。

私どもは、予てより、国民経済的観点から真に望ましい郵政改革を実現するためには、①バランスシートの規模の縮小、②民業補完の徹底および民間との公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底や金融システムの安定に資する態勢整備が不可欠と主張して参りました。

しかしながら、公表されている郵政改革法案要綱（案）等によれば、官製の巨大な郵便貯金銀行は永続し、かつ、公平な競争条件が確保されない中で、規模・業務範囲の拡大を助長する内容となっており、極めて遺憾であります。

特に、民間金融機関との競争条件の公平性等を勘案して定めるとされる預入限度額は、暗黙の政府保証の付与となる現行の2倍に引き上げる方針とされており、規模の拡大につながることは明白です。

業務範囲についても、現在認可制である新規業務については、政府の間接出資が2分の1以下となれば届出すら不要とされております。加えて、新設の郵政改革推進委員会は、郵便貯金銀行の業務内容をチェックする役割を果たせるのか甚だ疑問であります。

更に、郵政グループには、民間には認められていない銀行・保険・郵便の3事業一体運営が可能であるばかりか、小規模郵便局の検査・監督について配慮するとされており、公平な競争条件の面からはもとより、リスク管理上、金融システムの安定の観点からも問題であります。

このような法案が成立し、地域金融機関から預金シフトが起これば、各地における中小企業等の金融円滑化に重大な影響が及ぶことになりかねず、また、業務拡大に制約のない郵便貯金銀行が民業を圧迫することが懸念されます。

この結果、私どもは、今般の郵政改革の基本理念に掲げる、「地域経済の健全な発展および民間の経済活力の向上」に反する事態が起こるのではないかと強く憂慮いたします。

以上